

乗用車歓迎キャンペーン商品券 交付申請書

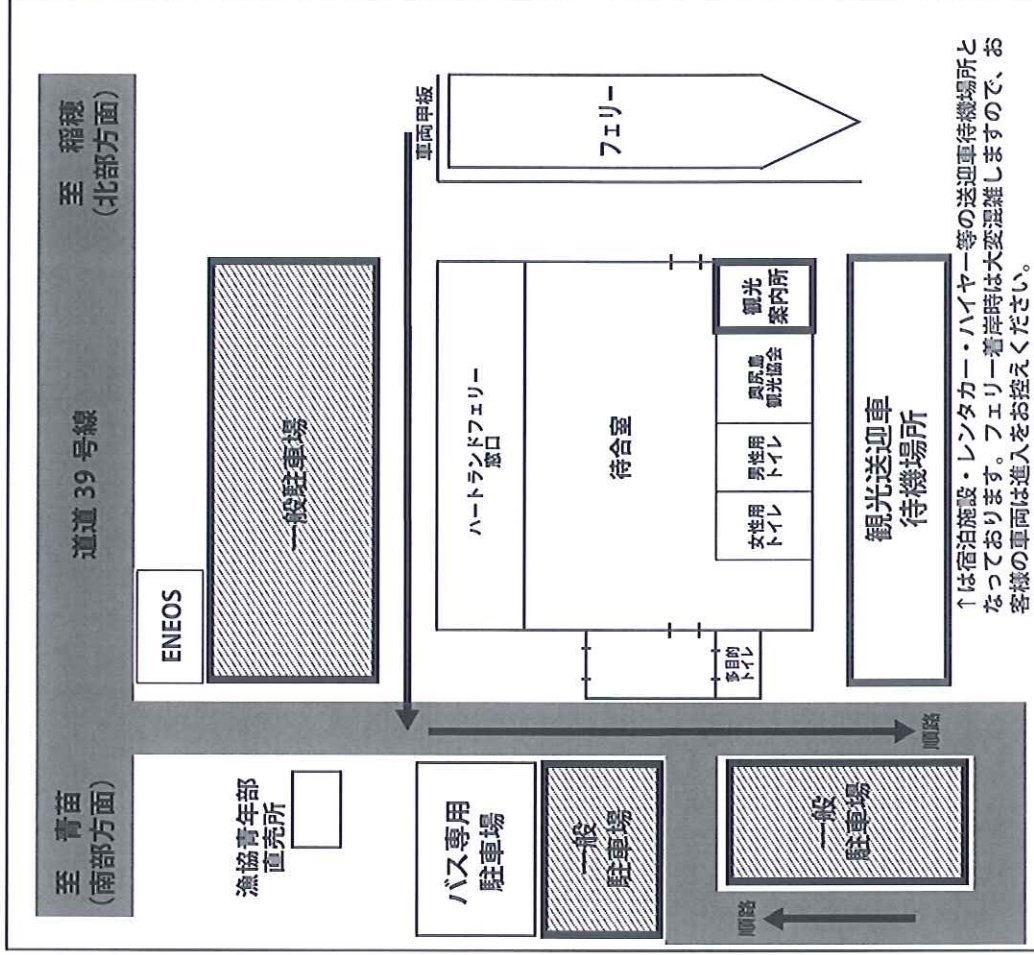
私は、平、別紙「乗用車歓迎キャンペーン商品券交付申請書」に同意しましたので、商品券の交付を受けたく次の通り申請し、下の住所を記入してください。(※観光客専用車専用券は、フェリー・車庫送券(往路分)をお送りください。)

乗用車月日・氏名等をご記入下さい。	往路 平成 30年 6月 2日 14時 00分 江津	還路 平成 30年 6月 3日 15時 55分 江津
乗用車月日	往路 平成 30年 6月 2日 14時 00分 江津	還路 平成 30年 6月 3日 15時 55分 江津
氏名 (印字の範囲も記入下さい)	代表者 奥尻 太郎 同乗者 奥尻 三郎	代表者 奥尻 太郎 同乗者 奥尻 三郎
住所	北海道〇〇市××町△△番〇〇号	
電話	〇〇〇-〇〇〇-××××	
人数	大人 2名、小人 1名	
旅行日型	全体 4泊 5日 (奥尻島内 2泊 3日)	
車両についてご記入下さい。	車のナンバー、車の長さ必ずご記入下さい。	
車両No.	面番〇〇〇 あ ××××	
車長	3 m 70 cm	
利用希望施設についてご記入下さい。	フェリー-車庫送券(往路分)を添えて観光案内所に提出してください。観光券が無い場合は無効となります。	
宿泊施設名	旅館 奥尻	
商品券No.	宿泊施設	
日付	担当印	

【利用の流れ】
 ①申請書は島内で利用した宿泊施設で、署名、押印を受けて下さい。(宿泊施設の署名・押印がないと不備とみなします。)
 ②ハートランドフェリー-横濱原支店窓口において、席りの乗降手続きの際、必要事項を記入した本票を提出して下さい。
 ※申請書は記入漏れのないようにご注意ください。また、直轄記載が発覚した場合は不正行為として交付済の商品券の額面をお客様へ請求させていただきます。

乗用車歓迎キャンペーン商品券発行制約

1. 乗用車歓迎キャンペーン商品券 (以下、「商品券」という。) は 2019 年度奥尻島乗用車歓迎キャンペーン取扱登録店 (以下、「取扱登録店」という。) にて利用できます。
2. 商品券の換金行為を禁じます。
3. 商品券の盗難、紛失、滅失等に対し奥尻島観光協会は一切の責任は負いません。
4. 商品券の第三者への譲渡は禁じます。
5. 有効期限を経過した商品券は無効となります。
6. 商品券でお買い物の際、釣り銭は支払われません。
7. 次の物品・サービスの提供は商品券の利用対象外とします。
 - (1) 土地、家屋、不動産、車両等に関する支払い
 - (2) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等に関する支払い
 - (3) 出資や公共料金等の支払い (税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金)
 - (4) 病院代、保険調剤、土業の支払い
 - (5) 遊戯 (パチンコ等) に係る支払い
 - (6) 商品券の交換又は売買
 - (7) その他、観光協会長の定めたもの
8. 虚偽記載など不正が発覚した場合には利用者に対し換金済み商品券と同等金額の返還請求等の措置を行ないますのでご注意ください。



キャンペーンご利用のお客様へお願い

お車は上図に従い、いずれかの一般駐車場へ駐車してください。
 観光送迎車の待機場所は大変混雑しますので進入はお控えください。
 ↑は宿泊施設・レンタカー・ハイヤー等の送迎車待機場所となっております。フェリー着岸時は大変混雑しますので、お客様の車両は進入をお控えください。

商品券発行申請は観光案内所にて受付いたしますので、徒歩でお越しください。
 商品券発行申請に必要なものは次の通りです。
 交付申請書 (自署済み)、車両航空券 (往路)、同乗者の乗船券
 奥尻島観光案内所 電話 01397-2-3456
 営業時間 8:30 ~ 17:30 (5/1 ~ 11/15 まで無休)